

認 定 書

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル5Fケイコン(株)東日本支店内
一般社団法人 ハイタッチセンター
代表理事 松崎 秀雄 殿

令和2年1月9日付けで変更申請があった「ハイ・タッチウォール」擁壁（建設省東経民発第94号平成6年6月15日・国都防第88号平成26年2月17日）については別記各号に定めるところによる場合は、宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づき、同法施行令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があるものと認める。

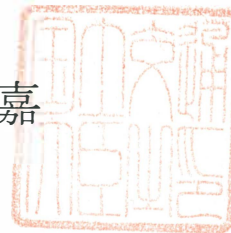
令和2年2月21日

国土交通大臣

赤 羽

一

嘉



(別記)

1 擁壁の呼称

擁壁名称 「ハイ・タッチウォール」擁壁
呼 称 ハイ・タッチウォール (耐震型)
HTタイプ ($\phi \geq 30^\circ$)
HWタイプ ($\phi \geq 25^\circ$)

2 単体の形状等

認定申請書によること。

3 適用土質、載荷重及び必要地耐力

認定申請書によること。

4 製造仕様書及び築造仕様書

認定申請書によること。

5 品質・性能の保持

- (1) 登録認証機関の認証を受け、有効期間内の製造工場で製造すること。
- (2) 各製造工場においては、認定申請書に基づき、常に良好な製品を製造すること。
- (3) 築造にあたっては、認定申請書により確実に施工すること。